選挙公営について

川越町選挙管理委員会

１　選挙公営の要点

（1）必ず有償契約をしなければなりません

　　　公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、川越町選挙管理委員会（以下「町選管」。）に届け出なければなりません。（様式第17号・第22号・第27号）

　　　無償の場合は公費負担の対象となりません。

　　　契約書には、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。

ア 届 出 先 　町選管

イ 届出期日 　契約が立候補届出の前の場合 ……立候補届出の時

契約が立候補届出の後の場合 ……契約締結後直ちに

ウ 添付書類 　各業者等との契約書の写し

（2）公営の適用される額には、すべて一定の限度額があります

　　　公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者１人当たりの限度額の両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

　　　契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

（3）必ず所定の手続きをしなければなりません

　　　公営が適用される場合は、町は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続きをしなければなりません。

　　　届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても契約書に押印した印鑑を使用してください。

２　選挙運動用自動車の使用の公営

　　　契約の形態には、自動車、燃料代、運転手のすべてを含む契約（ハイヤー方式）と、自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約（レンタル方式）の２種類の契約があります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか１つの契約が公営の対象となります。

　　　なお、選挙運動費用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません。

（1）一括契約の場合（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

　　　道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（一般に「タクシー会社」と呼ばれているものです。）と有償契約（この契約を「一般運送契約」といいます。）を締結し、選挙運動用自動車を使用するときは、１日１台64,500円の範囲内で公費負担となります。

　　　1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

①有償契約の締結

候補者

一般乗用旅客自動車運送事業者

③使用証明書の交付

⑤経費の

支払い

②契約締結

の届出

④請求書の提出

川越町

川越町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類等 |
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と運送業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から町選管へ | 契約届出書（様式第17号）  ①契約書の写し |
| ③ | 使用証明書の交付 | 候補者から運送業者へ | 使用証明書（様式第20号(その1)） |
| ④ | 公営とされる経費の請求 | 運送業者から町へ | 請求書（様式第21号）  請求内訳書（様式第21号別紙１）  ③使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い | 町から運送業者へ |  |

※候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を運送業者に提出しなければなりません。

（2）個別契約の場合

　　　（1）以外の契約により、選挙運動用自動車を借り入れ、燃料の供給を受け、または運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内で公費負担となります。

　　　なお、候補者と生計を一にする親族（６親等内の血族、３親等内の姻族、配偶者で当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

　　ア　選挙運動用自動車の借り入れ

　　　　　選挙運動用自動車を借り入れる有償契約（この契約を「自動車借入れ契約」といいます。）を締結し、借り入れるときは1日1台16,100円の範囲内で公費負担となります。

　　　　　1日に2台以上自動車借入れ契約により選挙運動用自動車を借り入れるときにあっては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

①有償契約の締結

納入業者等 （レンタカー業者・ 個人業者）

候補者

③使用証明書の交付

④請求書

の提出

⑤経費の

支払い

②契約締結

の届出

川越町選挙管理委員会

川越町

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類等 |
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者等 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から町選管へ | 契約届出書（様式第17号）  ①契約書の写し |
| ③ | 使用証明書の交付 | 候補者から業者等へ | 使用証明書（様式第20号（その１）） |
| ④ | 公営とされる経費の請求 | 業者等から町へ | 請求書（様式第21号）  請求内訳書（様式第21号別紙２）  ③使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い | 町から業者等へ |  |

※候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を運送業者等に提出しなければなりません。

　イ　選挙運動用自動車の燃料の供給

　　　　　選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届け出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額の範囲内で燃料代が公費負担となります。（最大5日×7,700円＝38,500円、1日ごとの限度額はありません。）

①有償契約の締結

燃料供給業者

候補者

⑤確認書の提出

⑥使用証明書の交付

⑦請求書

の提出

④確認書

の交付

③燃料代の

確認申請

②契約締結

の届出

⑧経費の

支払い

川越町

川越町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類等 |
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から町選管へ | 契約届出書（様式第17号）  ①契約書の写し |
| ③ | 燃料代の確認申請 | 候補者から町選管へ | 確認申請書（様式第18号） |
| ④ | 確認書の交付 | 町選管から候補者へ | 確認書（様式第19号） |
| ⑤ | 確認書の提出 | 候補者から業者へ | ④確認書 |
| ⑥ | 使用証明書の交付 | 候補者から業者へ | 使用証明書（様式第20号（その2））  給油伝票の写し |
| ⑦ | 公営とされる経費の請求 | 業者から町へ | 請求書（様式第21号）  請求内訳書（様式第21号別紙３）  ③使用証明書  ④確認書  給油伝票の写し |
| ⑧ | 経費の支払い | 町から業者へ |  |

※燃料供給を複数の業者から受ける場合はそれぞれ契約が必要です。その場合は合計金額が

限度額の範囲内での公費負担となります。

※公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請が必要です。確認申請に基づき公営限度額までの確認書を町選管が交付します。候補者は町選管から確認書の交付を受けたときは直ちに燃料供給業者へ確認書を提出しなければなりません。

※候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）に給油伝票を添付して業者に提出しなければなりません。

※給油伝票には、「日付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額」が記載してあることが

必要です。

　　ウ　選挙運動用自動車の運転手の雇用

　　　　　有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬が公費負担となります。

　　　　　なお、１日に２人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか１人を指定しなければなりません。

運転手

①有償契約の締結

候補者

②契約締結

の届出

③使用証明書の交付

④請求書　の提出

⑤経費の

支払い

川越町

川越町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類等 |
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と運転手 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から町選管へ | 契約届出書（様式第17号）  ①契約書の写し |
| ③ | 使用証明書の交付 | 候補者から運転手へ | 使用証明書（様式第20号（その３）） |
| ④ | 公営とされる経費の請求 | 運転手から町へ | 請求書（様式第21号）  請求内訳書（様式第21号別紙４）  ③使用証明書 |
| ⑤ | 経費の支払い | 町から運転手へ |  |

３　選挙運動用ビラの作成の公営

　　　候補者がビラの作成を業とする者（これを「ビラ作成業者」といいます。）と有償契約を締結しビラを作成するときには、次の範囲内で公費負担となります。

　1枚当たりの作成単価×作成枚数（作成枚数の限度内）＝公費負担額

　　なお、以下ア及びイにより公費負担の限度が設けられています。

　ア　作成単価の限度

　　１枚当たり７円７３銭

　イ　作成枚数の限度

　　公職選挙法第１４２条第１項第7号に定める定数

町長5,000枚、町議会議員1,600枚

　　（2種類のビラを通じてこの枚数が限度）

　ウ　公費負担の限度額

　　　町長　　　　　7円73銭×5,000枚＝38,650円

　　　町議会議員　　7円73銭×1,600枚＝12,368円

※選挙運動費用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

ビラ作成業者

①有償契約の締結

候補者

⑤確認書の提出

⑥作成証明書の交付

⑦請求書

の提出

⑧経費の

支払い

④確認書

の交付

③作成枚数の確認申請

②契約締結

の届出

川越町

川越町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類等 |
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から町選管へ | 契約届出書（様式第22号）  ①契約書の写し |
| ③ | 作成枚数の確認申請 | 候補者から町選管へ | 確認申請書（様式第23号） |
| ④ | 確認書の交付 | 町選管から候補者へ | 確認書（様式第24号） |
| ⑤ | 確認書の提出 | 候補者から業者へ | ④確認書 |
| ⑥ | 作成証明書の交付 | 候補者から業者へ | 作成証明書（様式第25号） |
| ⑦ | 公営とされる経費の請求 | 業者から町へ | 請求書（様式第26号）  請求内訳書  ③作成証明書  ④確認書 |
| ⑧ | 経費の支払い | 町から業者へ |  |

※公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに選挙運動用ビラ作成枚数確認申請が必要です。確認申請に基づき公営の適用される枚数までの確認書を町選管が交付します。候補者は町選管から確認書の交付を受けたときは直ちにビラ作成業者へ確認書を提出しなければなりません。

※候補者は、ビラ作成業者から作成されたビラを受領したときは、選挙運動用ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出しなければなりません。

４　選挙運動用ポスターの作成の公営

候補者がポスターの作成を業とする者（これを「ポスター作成業者」といいます。）と有償契約を締結しポスターを作成するときには、次の範囲内で公費負担となります。

　1枚当たりの作成単価×作成枚数（作成枚数の限度内）＝公費負担額

　なお、以下ア及びイにより公費負担の限度が設けられています。

　ア　作成単価の限度

　｛316,250円＋（541.31円×50（川越町ポスター掲示場の数））｝÷　50　≒6,867円

イ　作成枚数の限度

　　ポスター掲示場の数（５０カ所）

※選挙運動費用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要

があります。

ポスター作成業者

①有償契約の締結

候補者

⑤確認書の提出

⑥作成証明書の交付

⑧経費の

支払い

⑦請求書

の提出

④確認書

の交付

③作成枚数の確認申請

②契約締結

の届出

川越町

川越町選挙管理委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 順序 | 事項 | 提出先等 | 必要書類等 |
| ① | 有償契約の締結 | 候補者と業者 | 契約書の作成 |
| ② | ①の契約をしたことの届出 | 候補者から町選管へ | 契約届出書（様式第27号）  ①契約書の写し |
| ③ | 作成枚数の確認申請 | 候補者から町選管へ | 確認申請書（様式第28号） |
| ④ | 確認書の交付 | 町選管から候補者へ | 確認書（様式第29号） |
| ⑤ | 確認書の提出 | 候補者から業者へ | ④確認書 |
| ⑥ | 作成証明書の交付 | 候補者から業者へ | 作成証明書（様式第30号） |
| ⑦ | 公営とされる経費の請求 | 業者から町へ | 請求書（様式第31号）  請求内訳書  ③作成証明書  ④確認書 |
| ⑧ | 経費の支払い | 町から業者へ |  |

※公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請が必要です。確認申請に基づき公営の適用される枚数までの確認書を町選管が交付します。候補者は町選管から確認書の交付を受けたときは直ちにポスター作成業者へ確認書を提出しなければなりません。

※候補者は、ポスターを作成したときは、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出しなければなりません。

※注意1

　　選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターのいずれの場合も、

　　供託物が没収となった場合は、公費負担の対象となりません。

　　供託物没収点

町長　　　　　　　有効投票数　×　　１／１０

　　　町議会議員　　　　有効投票数　÷　（議員定数）１２　×１／１０

※注意2

　　無投票となった場合の取扱い

1　選挙運動用自動車の使用は、告示日1日分の使用に係る金額が公費負担の対象となります。

2　選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず、限度額の範囲内の作成費が公費負担の対象となります。

3　1、2とも告示日までに契約が締結されたものに限ります。